

！ 重要なお知らせ

国保を安定的に運営していくために

国や県の方針に基づき 国民健康保険税の税率を改定しました

改定理由

- 国保は、病気やけがをした時に安心して医療（保険給付）を受けられるよう、国保加入者が国保税を負担し合い、お互いに助け合う制度です。
- 医療（保険給付）にかかる費用は、国保税や国費等で賄うのが原則ですが、本市国保は、多額の一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入金（以下「法定外繰入金」という。）に依存し、平成21年度から税率を据え置いてきました。
- 1人当たり医療費が年々増加する中、税率を据え置いてきた結果、32億円（令和5年度決算）の累積赤字を抱えるなど、本市国保は非常に厳しい財政状況です。
- このような中、国や県は、国保財政の健全化に向けた取組を強化してきており、国は、令和5年10月に「保険料水準統一加速化プラン」を策定したほか、県は、令和6年3月に「第3期鹿児島県国民健康保険運営方針」を策定し、令和10年度までに法定外繰入金の解消を目指すとともに、保険料水準の統一に向けた取組を進め、県内のどこに住んでいても、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ国保税となる「完全統一」を目指すこととなりました。
- この度の改定は、国や財政運営の責任主体である県の方針に基づき行うもので、本市国保を安定的に運営していくためのものです。
- 国保加入者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。



標準保険料率とは、保険給付に要する費用を賄うための標準的な保険料率で、毎年、県から市町村ごとに示されるものです。

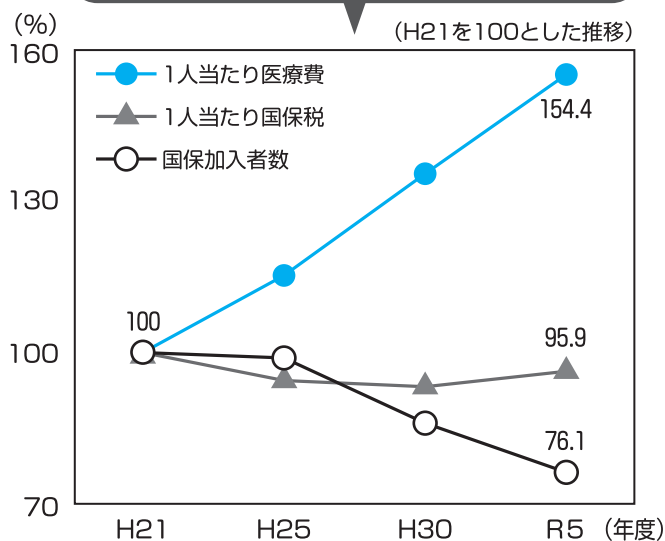
メガニオン(マグマシティPRキャラクター マグニオン)

税 率

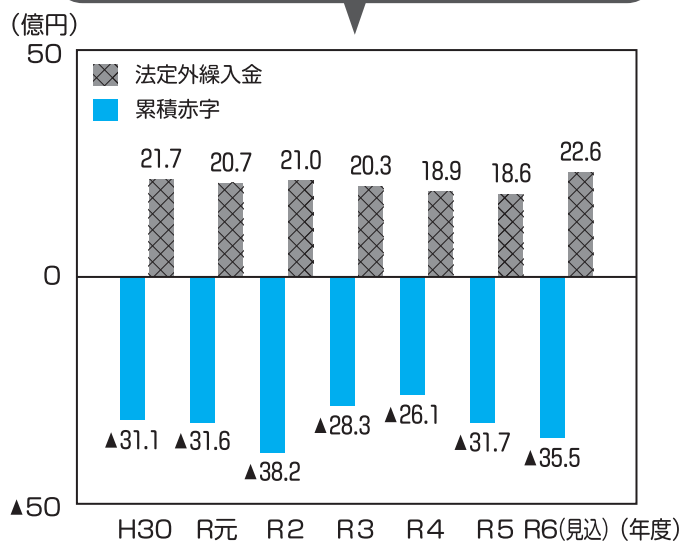
区 分		7年度標準保険料率 ①	6年度税率(旧) ②	7年度税率 ③	増減 ③－②	標準保険料率との差 ③－①
基礎課税額	所得割額	8.16%	8.0%	8.11%	0.11%	▲0.05%
	均等割額	34,904円	21,000円	30,700円	9,700円	▲4,204円
	平等割額	22,610円	23,300円	22,600円	▲700円	▲10円
後期高齢者 支援金等 課税額	所得割額	3.0%	2.6%	2.88%	0.28%	▲0.12%
	均等割額	12,594円	6,200円	10,700円	4,500円	▲1,894円
	平等割額	8,158円	7,100円	7,800円	700円	▲358円
介護納付金 課税額	所得割額	2.55%	2.4%	2.51%	0.11%	▲0.04%
	均等割額	12,724円	7,400円	11,100円	3,700円	▲1,624円
	平等割額	6,332円	6,400円	6,300円	▲100円	▲32円

本市国保の現状と課題

国保加入者数と1人当たり国保税・医療費



法定外繰入金(決算補填等目的)と累積赤字(繰上充用金)



国保加入者の減少により、国保税収入が減少する一方、加入者の高齢化や医療の高度化により、1人当たりの医療費は増加傾向となっています。

このため、国民健康保険事業特別会計は赤字となることから、歳入の不足分を一般会計からの法定外繰入金で賄っている状況です。

国民健康保険事業特別会計

歳出	歳入
国保事業費 納付金	法定外繰入金
	国保税
保険給付費	県支出金
その他	その他

法定外繰入金で賄う
ということは、国保加入者以外の方々にも負担いただいている
という状況です。



マルニョン

一般会計

歳出	歳入
法定外繰入金	

国や県の方針

○保険料水準統一加速化プラン（国）

令和15年度（遅くとも18年度）までに、都道府県ごとの保険料水準の「完全統一」（県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料となること）を目指す



保険料水準
統一加速化プラン

○第3期鹿児島県国民健康保険運営方針

●令和10年度までの赤字解消を目指す

※赤字＝法定外繰入金（決算補填等目的）＋繰上充用金（累積赤字）の新規増加額

●令和15年度以降の保険料水準の完全統一を目指す



第3期鹿児島県
国民健康保険運営方針

モデルケースでの国保税（年額）の試算

	7 年度 標準保険料率 ①	6 年度 税率(旧) ②	7 年度 税率 ③	増減 ③－②	標準保険料率 との差 ③－①
給与所得200万円 40代夫婦 中学生1人、小学生1人	417,100円	332,300円	374,900円	42,600円	▲42,200円
年金所得100万円 65歳以上の夫婦	126,400円	102,700円	119,200円	16,500円	▲7,200円

※令和7年度の具体的な税額は、6月中旬に発送する国民健康保険税納税通知書でご確認ください。

子どもの均等割額の減額対象者を拡充します

令和7年度から、子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもの均等割額の減額対象者を拡充します。（申請は不要です）

これまで 未就学児の均等割額を5割軽減

7年度～ 小学生以下の均等割額を5割軽減

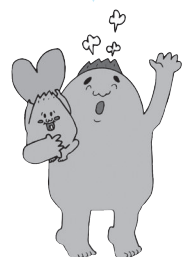
例えば・・・

2人の小学生がいる世帯の均等割額は、これまでより13,000円の減額となります

これまで	7 年度	負担軽減額
54,400円 27,200円(均等割)×2人	41,400円 41,400円(均等割)×2人×1/2	▲13,000円

※小学生2人分の均等割額のみで比較

鹿児島市が
独自に拡充！



ベビニョン リキニョン

申請により国保税の減免を受けられる場合があります

失業や災害などにより国保税の納付が困難と認められる場合には、申請により国保税が減免されることがあります。（納期限までの申請が必要です）

減免対象は以下のとおりです。詳しくはお問い合わせください。

- ①失業等による所得の激減
- ②災害等による損害
- ③生活保護受給者
- ④債務弁済（自己・連帯）
- ⑤刑事施設収監による給付制限
- ⑥旧被扶養者
- ⑦東日本大震災に伴う原発避難者

その他にもあります

- 倒産・解雇等による離職者に対する特例（軽減）措置
- 産前産後期間の国保税の減額制度



①～⑦



倒産等による離職者



産前産後期間

Q 法定外繰入金の解消や保険料水準統一は、鹿児島県独自の取組ですか？

鹿児島県だけではなく、全国的に取り組んでいるものです。

国は、法定外繰入金について、本来であれば国保税等により賄う必要があるものを一般会計から補填するものであり、削減・解消すべき赤字と位置づけています。

また、令和6年度から令和11年度までを保険料水準の統一に向けた取組を加速化させる期間と位置づけています。

なお、令和6年度には、大阪府と奈良県が保険料水準を統一しました。

Q 鹿児島市の国保税は、他都市と比べて、高いですか？低いですか？

税率改定前（令和6年度）の本市の国保税は、中核市・九州県都の中で最も低額でした。

※令和6年度の各市の保険料率、標準保険料率で試算

【給与所得200万円、4人家族のモデル世帯での国保税（年額）】

中核市(62市)中、差額の大きい3市

	自治体	実際の国保税	標準的な国保税	差額
1	鹿児島市	332,300円	435,300円	▲103,000円
2	〇〇市	310,900円	403,600円	▲92,700円
3	〇〇市	335,290円	420,710円	▲85,420円

九州県都(8市)中、差額の大きい3市

	自治体	実際の国保税	標準的な国保税	差額
1	鹿児島市	332,300円	435,300円	▲103,000円
2	〇〇市	310,900円	403,600円	▲92,700円
3	〇〇市	368,100円	432,300円	▲64,200円

税率改定後（令和7年度）の本市の国保税は、中核市・九州県都の平均と同等程度になります。

※上記と同様に試算した場合

Q 国保税が上がらないようにするために、鹿児島市が取り組んでいることは？

歳出面では、医療費適正化対策として、特定健康診査事業などの保健事業に関する取組を強化しており、歳入面では、国保税の収納率向上対策として、口座振替やスマホ決済アプリによる納付等に取り組んでいます。

国保税が上がらないようにするためには、特に、医療費の抑制が重要であるため、特定健診を受診し、生活習慣病を早期に発見、早期に治療し、重症化を予防することが大切です。



▲
特定健診の
ご案内

Q 国保税を納付するのが困難なときは、どうすればいいですか？

生活が困難な場合や事業不振などのために、どうしても納期限までに納付できないときは、お早めに納付方法等についてご相談ください。

問い合わせ先

▶ 国民健康保険課
(本庁別館 1 階 3 番窓口)

▶ 国保税の計算・減免については
▶ 国保税の納付・納税相談については
▶ 国保の財政については

賦課係 ☎ 216-1229

納税係 ☎ 216-1230

庶務係 ☎ 216-1227

▷ 谷山支所管内にお住まいの方は ▷ 谷山支所 市民課 国民健康保険係

▷ ☎ 269-8414